

### 重度心身障害者移動サービス利用助成券を交付します

☎福祉課 ☎22-1400

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。

次の助成内容のどちらか一方を選択してご利用ください。

- 助成内容
  - ・タクシー券 1カ月当たり2枚を助成（1枚500円分）
  - ・燃料券 自動車の燃料費1カ月当たり1枚を助成（1枚1,000円分）
- 対象者 ①身体障害者手帳「1級・2級」の方、足（脚）に不自由があり障害部位別の等級が「3級」の方、内部障害（心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害）があり、障害部位別の等級が「3級」の方、②療育手帳「A」の方、③精神障害

者保健福祉手帳「1級・2級」の方 ※所得制限などの条件があります。

また、施設入所者や3カ月以上医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。

- 申請に必要な物 ①印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、③自動車検査証、④運転免許証（③④は燃料券を選択した場合）
  - 申請受付場所および受付開始日
    - ①福祉課 4月2日（月）～
    - ②市民課 4月9日（月）～
- ※福祉課はタクシー券と燃料券を受付しますが、市民課はタクシー券のみの受付になります。受付は8:30～17:15まで（土日を除く）  
※助成券は申請した月単位で発行になりますので、ご注意ください。

#### ■燃料券希望時の注意事項

燃料券を希望する本人が、自動車を自ら運転しない場合は、次の要件が必要です。

- ①身体障害者手帳や療育手帳の種別が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方は、本人が自動車を所有し、本人の利用のために同居する家族が運転する場合
- ②療育手帳、18歳未満で身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合

#### ■休日窓口対応

4月1日（日）に限り市役所1階ホールで受付します。時間は9:00～16:00（タクシー券・燃料券どちらも受付可）

### 平成30年度国民健康保険税の税率と課税限度額のお知らせ

平成30年度の国民健康保険税の税率と課税限度額は下表のとおりです。税率は平成29年度から変更ありません。なお、本年度の年間保険税額は、7月中旬ごろにお知らせします。

#### ●税率

	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	6.8%	2.1%	1.8%
均等割額	22,800円	7,200円	8,400円
平等割額	22,000円	5,400円	4,200円

#### ●限度額

	改正後	改正前
課税限度額	93万円	89万円
医療給付費	58万円	54万円
後期高齢者支援金	19万円	19万円
介護納付金	16万円	16万円

※太字部分を改正

☎税務課 ☎22-1313

### 国民年金の保険料が変わります

変更前 月額16,490円

変更後 月額16,340円

保険料は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアの窓口で、納付期限（翌月末日）までに納めましょう。お申し込みにより口座振替やクレジットカードでの納付もできます。

#### ■保険料はまとめて納めると割引があります

- 納付書払いの前納割引額 2年前納で14,420円、1年前納で3,480円、6カ月前納で800円（1年で1,600円）。
- 口座振替の前納割引額 2年前納で15,650円、1年前納で4,110円、6カ月前納で1,110円（1年で2,220円）。口座振替の前納は申込期限があります。10月からの6カ月前納を希望される方は、8月末までにお申し込みください。4月からの2年前納、

1年前納や6カ月前納の申し込みは2月末で終了しました。

#### ■学生納付特例制度の受付開始

学生納付特例は、在学期間中、毎年申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

#### ●継続申請用の封書が届いた方で同じ学校に在学中の方

同封のはがきに必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

#### ●平成29年度に申請して4月上旬までに継続申請用の封書が届かない方や新たに申請する方

- ①学生証または在学証明書、②年金手帳、③個人番号カードまたは個人番号通知カード、④印鑑をお持ちの上、健康推進課で手続きしてください。
- ☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3111  
健康推進課 ☎22-1362

#### 市内の交通事故 2月1日～28日 ※（ ）は1月からの累計

- 発生件数 84件(168件) ■死亡者数 0人( 0人)
- 負傷者数 7人( 11人) ■物損件数 78件(159件)
- 飲酒運転摘発者数 0人( 0人)

- 人口 34,638人（前月比）－43人  
男16,998人 女17,640人
- 出生件数 10件 ■死亡件数 41件
- 世帯数 14,131世帯 ※住民基本台帳から、2月28日現在

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。

### 平成30・31年度の後期高齢者医療保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、加入者一人一人が負担する均等割額（基本部分）と、前年中の所得から算出する所得割額（上乘せ部分）の合計で計算します。この二つの率は各都道府県の広域連合が、医療給付費の伸びや保険料の収納状況などを基に、2年ごとに見直しています。

今回の見直しの結果、宮城県の平成30・31年度の保険料率が次の通り決定しました。加入者の方の本年度の年間保険料額は、7月中旬ごろにお知らせします。

#### ●保険料・率（年額）

	改正後	改正前
均等割額	41,400円	42,480円
所得割率	8.02%	8.54%
賦課限度額	62万円	57万円

※太字部分を改正

※所得割額は、前年中の総所得金額から基礎控除（33万円）を差し引いた金額に、この率を乗じて計算します。

※前年中の所得などが一定の条件を満たす場合には、保険料が軽減される制度があります。

☎宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021  
税務課 ☎22-1313



### 平成30年度高齢者タクシー利用助成券を交付します

公共交通機関を利用できない在宅高齢者（満65歳以上）の方に、タクシー料金の一部を助成します。次の要件すべてに該当する方が対象。交付希望の方は手続きをください。

- 対象者 ①要介護3以上の認定を受けている方、②市民税非課税の方
- 助成内容 助成券は1カ月当たり2枚（1枚500円分）を単位として交付。ただし、施設入所者や3カ月以上長期入院の方や重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受

### 固定資産縦覧帳簿の縦覧、課税台帳の閲覧

●期間 4月2日（月）～5月31日（木）8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

●場所 税務課（市役所1階）

#### ■固定資産（土地・家屋）縦覧帳簿の縦覧

●対象者 固定資産税納税者（税額が発生しない方は対象外）、納税者からの委任状がある方

●手数料 無料

#### ■固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧

●対象者

- ①固定資産税の納税義務者
- ②①の方からの委任状がある方
- ③法人からの委任状がある方
- ④賃借権・地上権等の権利者
- ⑤借地借家人
- ⑥資産の処分権がある方

※④⑤⑥の方は、権利を確認できる書類が必要です。

●手数料 1件300円

（ただし①～③の方が縦覧期間を行う閲覧は無料）

※縦覧・閲覧いずれの場合も本人確認のため、免許証や個人番号カードなど顔写真入りのものは1点、もしくは顔写真が入っていない保険証や年金手帳、納税通知書などは2点お持ちください。

※閲覧の場合で、納税義務者本人が来庁する場合は申請書に個人番号の記載が必要になります。個人番号（通知）カードもお持ちください。

☎税務課 ☎22-1313

### 紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます（敬称略）。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 仙台支店 支店長 廣田範一、株式会社白石運送 代表取締役 小関伸一郎、村上仁志



▲寄付受納書を手記に記念撮影する廣田あいおいニッセイ同和損害保険株式会社仙台支店長（左）と山田市長

### 春の交通安全 県民総ぐるみ運動

●期間 4月6日（金）～15日（日）

●交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（火）

●運動の重点

- ①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - ②自転車の安全利用の推進
  - ③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ④飲酒運転の根絶
- 皆さんのご協力をお願いします。

☎危機管理課 ☎22-1452

白石警察署 ☎25-2138

4月は  
介護保険料（1期）  
の納期です

#### 「夜間収納総合窓口」開設

●日時 4月25日（水）  
17:15～19:30

※納税相談は20:00まで

●場所 収納管理室・会計課